特定非営利活動法人

藤沢災害救援ボランティアネットワーク

FSVnet

第13回

定 期 総 会

日 時: 2019年6月15日（土曜日）
午後4時30分から

会 場: 藤沢商工会館
５０４会議室

特定非営利活動法人
藤沢災害救援ボランティアネットワーク
（　略称　FSVネット　）

定期総会　次　第

日時:2019年6月15日（土）
午後4時から受付
場所:藤沢商工会館
504会議室

総　　会

開会:午後4時30分

開 会 の こ と ば
代 表 あ い さ つ
来 賓 あ い さ つ

議　　案
第1号議案　2018年度事業報告に関する件
第2号議案　2018年度決算報告に関する件
監査報告
第3号議案　2019年度事業計画案に関する件
第4号議案　2019年度予算案に関する件
第5号議案　理事選任に関する件
その他

閉 会 の こ と ば

講演

テーマ　「被災地に学ぶ 」
講　師　石井　世悟　氏　藤沢市市会議員

交流会

会　場　藤沢商工会館　504会議室
時　間　午後6時10分から　参加費　当日徴収

あ　い　さ　つ

情 報 交 換 ・ 交 流

閉 会 の こ と ば

2018年度　事　業　報　告　書
2018年4月1日から2019年3月31日まで
法人の名称
特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク
略称:FSVネット

1　事業の成果

1．1自主防災組織による地域防災力の向上支援と会員の拡充

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、当ネットワークへの加入により日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進の支援を行いました。

1.1.1 会員数　（内）前年
団体正会員 20団体（21）個人正会員　29人（44）個人賛助会員 44人（32）
役　　員　15人:理事13　監事2
運営委員　20人　　（2019年3月31日現在）

1.1.2 会議の開催状況
総　　会　　２０１８年6月２３日（土）
運営委員会　　２０１８年 第１回　４月２７日（金）　第２回　５月１０日（水）
第３回　６月１１日（月）　第４回　７月２３日（月）
第５回　８月２０日（月）　第６回　９月１３日（木）
第７回１０月２９日（月）　第８回１１月２７日（火）
２０１９年 第９回　１月１８日（金）
第10回　２月１４日（木）　第11回　３月１１日（月）　計１１回

1.1.3 地域防災力の向上支援
1）防災関係機関との連携
①　藤沢市地域IT推進会議　2018/6/27、2019/2/13　(2回)　　佐藤俊平
②　藤沢市災害時福祉ボランティア事前登録制度（災害時福祉ボランティア制度）
協議書に三者調印（藤沢市、市社協、FSVネット）2018/10/1(月)
③　藤沢エフエム放送(株)と災害情報に関する協定締結
④　災害廃棄物関連　情報提供　7/27　本庁舎8階　10:00～　　水島

2)　研修会・講演会
（1）防災セミナー 他　　167人
①7／14　内出茅場町内会　防災講話　19時～20時30分　　35人
出席者　33名（朝日町内会より2名参加）　FSV　森井、水島
②8／1　　善行地区・藤沢西部地区交換民自協にて　防災講話　14時20分～15時00分　　74人
出席者　71名　FSV　森井、唐松、水島
意見交換を通して民自協の方と災害時における協働の大切さを再確認できた。
③10／5　（金）村岡地区民児委員防災研修　HUG　村岡市民センター　　49人
講師:鈴木　スタッフ:森井、大田、小林、唐松、水島　種田　（社協）水戸、松本
④10／20（土）21（日）レディオ湘南イベント”SHONAN AUTUMN FES”　参加者 21,000人
辻堂海浜公園　スタッフ　搬入:7時～　集合:8時30分　9人
10／20　8:30-16:00　森井、水島、唐松、小林、高尾（ﾊﾞﾙﾝｱｰﾄ）
10／21　10:00-16:00　佐藤、森井、水島、高尾（ﾊﾞﾙﾝｱｰﾄ）
パンフレット配布数:約30　バルーン:約200本

3)　講座の開催　　82人
（1）災害救援ボランティアコーディネーター養成講座
①村岡会場　　63人
12／15（土）村岡地区コーディネーター養成講座（入門）受講者16名　　24人
講師:水島　スタッフ確認:森井、小林、唐松、田中、鈴木、秋津、池端、、
2／16（土）村岡地区コーディネーター養成講座（初級）半日＋村岡研修　　39人
FSV:鈴木　水島 種田、唐松、森井、中島、池端、田中 小林　9
村岡スタッフ　　17　受講者13
②湘南大庭会場
2／23（土）湘南大庭地区コーディネーター養成講座（入門・初級）　　19人
FSV:高尾、鈴木　唐松、水戸、小林、今泉、石崎、渡辺
スタッフ　4　　受講者　7

(2) 災害情報員・情報コーディネーター養成講座　10人

① 情報コーディネータースキルアップ　2019/3/3（日）13:30-15:00　推進センター
eコミマップを使い実践により理解を深めた。
佐藤、田中、秋津、水島、今泉、石崎、鈴木、松田、福嶋、山本　10名

1．2 関係団体、行政との連携強化

1.2.1 藤沢市防災訓練に参加　864人

1）8／25（土）藤沢市総合防災訓練に参加　会場:消防防災訓練センター　全体参加人員864人
参加者　社協9名　市9名　FSV　50名　計68名
三者協定に基づくそれぞれの役割を確認した

1.2.2 地域防災訓練への参加と支援

1）8／19（日）湘南大庭地区図上訓練を実施。　参加240名
2）9／30（土）　片瀬地区総合防災訓練に参加　サテライトセンター展示とPR
台風の影響で中止
3）11／ 3（土）長後地区総合防災訓練　VC展示とPR　会場:長後小学校　参加937人
4）11／ 4（日）六会地区総合防災訓練に参加　8:30～12:00　消防訓練センター　参加918人
5）11／10（土）善行地区総合防災訓練　VC展示とPR　会場:大越小学校　参加506人
訓練参加　32町内／4ブロック　災ボラ体験:27名　FSV参加者13人
6）11／17（土）村岡地区総合防災訓練　VC展示とPR
会場:村岡小　参加112人
会場:藤が岡中　参加292人
※FSVﾈｯﾄより貸出:ﾎﾞﾗｾﾝ開設用品一組、被災地支援記録写真ﾊﾟﾈﾙ　2組
7）3／10（日）明治地区総合防災訓練　ボラセン展示PR　8:30-12:00　参加853人
会場:羽鳥小学校　FSV:大田、石崎、小林、佐藤、森井
池端、田中、国分、鈴木

1.2.3 地域コミュニティとの交流会　25人

1）6／17　総会交流会　於:商工会館　25人

1.2.4 被災地支援　6人

1）7／29　平成30年豪雨災害の街頭募金（支援金）に協力　藤沢駅南口10時～12時
実施:認定特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構
後方支援の一環として協力　森井、秋津、小林、水島、　4人
募金は「支援金」として中央共同募金会「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」に寄付
2）8／11　平成30年豪雨災害の街頭募金（義捐金）に協力　藤沢駅南口12時半～13時半
実施:藤沢YMCA
後方支援の一環として協力　石崎、今泉　2人

1.2.5 会報の発行

総会特集号　2018/7　発行　FSVnetニュース15号　2018/11　各1000部発行

＜参考＞

藤沢市　地区別　災害救援ボランティアコーディネーター数

単位：人

地区１	地区名	ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ数 現在	前年	増減
1	片瀬	27	29	－2
2	鵠沼	121	129	－8
3	辻堂	16	14	2
4	村岡	107	81	26
5	藤沢	22	23	-1
6	明治	8	8	0
7	善行	33	34	－1
8	湘南大庭	59	61	－2
9	六会	63	65	－2
10	湘南台	8	8	0
11	遠藤	32	34	－2
12	長後	10	10	0
13	御所見	3	3	0
	藤沢市内	509	499	10

2019/3末現在

2　事業内容

1）特定非営利活動に係る事業

①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

災害時を想定した連絡員による通信実証		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	2018/8/25 消防訓練ｾﾝﾀｰ
②場所	藤沢市内	（本部 情報班 が実施）
③従事者人員	2人	情報員　4人
④対象者	一般市民	一般市民
⑤支出見込額	10,000円	0円

②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

ア　サテライトセンター設置支援		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	2018/8/19湘南大庭(240)　11/3長後(937人)
②場所	地区市民センター・公民館	11/4六会(918人) 11/10善行(506人) 11/17村岡(404人) 3/10明治(853人)
③従事者人員	5人	84人
④対象者	一般市民・防災リーダー	3，858人
⑤支出見込額	5，000円	0円
イ　情報伝達の体制づくり		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	3／3　情報員スキルアップ　10人
②場所	藤沢市内	
③従事者人員	5人	2人
④対象者	40人	8人
⑤支出見込額	10，000円	0円

③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

ア　災害救援ボランティアセンター(略:ボラセン)設置・運営訓練		
項目	計画	実績
①日時	2018年7月～12月	2018/8/25 消防訓練ｾﾝﾀｰ 864人
②場所	藤沢市内（本部 支部:六会 湘南大庭 ）	（本部　六会　湘南大庭 ）
③従事者人員	30人	68人
④対象者	一般市民	一般市民
⑤支出見込額	20，000円	20,879　円
イ　災害ボランティアコーディネーター養成講座		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	⑤12/15　村岡地区養成講座入門　24人
②場所	藤沢市内	⑥2／16　村岡地区養成講座初級　39人
③従事者人員	10人	⑦2／23　湘南大庭地区養成講座初級　19人
④対象者	一般市民	一般市民
⑤支出見込額	20，000円	8,054円
ウ　会報「FSVnetニュース」の発行　（2回）		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	2018/7　総会特集　1000部
②場所	藤沢市内	2018/11　FSVnetニュース　1000部
③従事者人員	6人	3人
④対象者	一般市民	一般市民
⑤支出見込額	30，000円	35,000円

エ　講座、講演パンフレット等各種資料		
項目	計画	実績
①日時	2018年4月～2019年3月	ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ
②場所	藤沢市内	用紙、インク他
③従事者人員	6人	消耗費
④対象者	一般市民	
⑤支出見込額	20,000円	42,000　円

オ　防災セミナー 他		
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2018年4月～2019年3月 藤沢市内 18 ①9　②1　③3 ⑥1　⑨4 一般市民 0円	①7／14　内出茅場町内会　防災講話　35人 ②8／1　善行地区・藤沢西部地区交換民自協防災講話　74人 ③10／5　村岡地区民児委員防災研修　HUG　49人 ④10／20 レディオ湘南”SHONAN AUTUMN FES” 9人 参加者　21，000人 21167　人 0円

④相互理解のための交流の場づくり

シンポジューム、交流会参加		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2018年6月 藤沢市内 6人 一般市民 60，000円	2018/6/17 総会交流会　25人 6人 19人 74,491　円

⑤被災者支援

交流会・相談会、各種支援		
項目	計画	実績
①日時 ②場所 ③従事者人員 ④対象者 ⑤支出見込額	2018年4月～2019年3月 藤沢市内 6人 市内避難者（東日本大震災被災者） 10，000円	平成30年豪雨災害の街頭募金に協力 2回 2018/7/29、2018/8/11 6人 平成30年豪雨災害被災者 0円 募金は「支援金」として中央共同募金会に寄付

3　主な実績

No.	日　程	場　所	内　　容
1	2018年 6月23日	藤沢商工会館 502会議室	第12回　定期総会 開催　37人/65人　出席率56% 会員数 団体21　個人44　賛助32　懇親会33人
2	会議関係 基本日程	推進センター	運営委員会の開催　11回 開催月日 2018　4/27 5/10 6/11 7/23 8/20 9/13 10/29 11/27 2019　1/18　2/14　3/11
3	2018/4月 ～ 2019/3月	市民ｾﾝﾀｰ公民館 会議室	災害ボランティアコーディネーター養成講座（入門編） ①村岡会場　初級・ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ 日時:2018年12月15日　場所:村岡公民館　24人(8) 日時:2019年2月16日　場所:村岡公民館　39人(26) ②湘南大庭会場　初級 日時:2019年2月23日　場所:湘南大庭市民ｾﾝﾀｰ　19人(12) ()内はスタッフ数
4	2018年 8月25日(土)	消防訓練センター	藤沢市総合防災訓練　864人 災害救援ボランティアセンターの設置訓練他　（本部） 参加者864人（68=FSV50 市社協9　市職員9） ()内はスタッフ数
	8月～'2019/3	消防訓練センター 俣野小学校	災害救援ボランティアセンター（支部） サテライト開設・運営シミュレーション訓練 六会　日時:11月4日（日）:地区防災訓練 918 善行　日時:11月10日（土）:地区防災訓練 506 村岡　日時:11月17（土）ｻﾃﾗｲﾄ展示指導　404 長後　日時:11月3日（土）:地区防災訓練 937 湘南大庭　日時:8月19日（日）:図上HUG 明治　日時:3月10日（日）:地区防災訓練 853
5	2018年 4月～'2019/3		会報（FSVnetニュース） 臨時発行:総会特集　2018/7 FSVnetニュース　15号 2018/11
6	2018/4月 ～ '2019/3月		1）市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進 ・災害情報コーディネータースキルアップ （開催:2018／3/3　推進センター　10人） 2）支援活動と会員募集 ・関係団体、行政等の行事への参加（ﾊﾟﾝﾌ配布） ・災害ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ(初・入門編)他 ・サテライトセンター設置支援（各市民センター・公民館） 3）藤沢市内13の市民センター・公民館へのPR展開 4）ホームページ運用充実他:情報ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑ等 市民レポーター・災害情報員対応のｻｲﾄが 地域防災Webとして刷新された

第２号議案　　【差替版 2019.6.15】

2018年度　収　支　計　算　書
（特定非営利活動に係る事業会計）
2018年4月1日から　2019年3月31日まで

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科目	予算	実績	増減	備考
Ⅰ　収入の部				
1　会費収入				団体 60,000
①　会費	159,000	123,500	35,500	個人 63,500
2　事業収入				
①　ネットワーク化の推進				
ワークショップ開催	20,000	0	20,000	ファミリーウォーク（休止）
参加費				
②災害時の活動体制づくり	20,000	0	20,000	
情報員･コーディネーター講座				
③　各種講座の開催	40,000	2,800	37,200	
コーディネーター養成講習会　参加費･謝金				
④　交流会の場づくり	50,000	56,000	△6,000	総会後交流会
3寄付金	50,000	45,000	5,000	協賛、支援
4補助金等	102,000	102,000	0	確定分
5　受取利息	0	8	△8	
6　雑収入	0	0	0	
当期収入合計　(A)	441,000	329,308	111,692	
前期繰越収支差額	1,015,105	1,015,105	0	
収入合計　(B)	1,456,105	1,344,413	111,692	
Ⅱ　支出の部				★印は愛の輪補助金対象
1　事業費				
①　ネットワーク化の推進	10,000	0	10,000	
ワークショップ開催	10,000	0		帰宅困難時通信実証中止
②災害時の活動拠点体制づくり	30,000	0	30,000	
ア　サテライト設置支援	20,000	0		六会,明治,善行,長後,大庭,村岡
イ　情報伝達の体制づくり	10,000	0		情報ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ養成
③ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ訓練、各種講座、広報啓発	90,000	105,933	△15,933	
ア　ボラセン設置･運営訓練等	20,000	20,879		★六会,善行,村岡,長後,明治
イ　コーディネーター養成講習会	20,000	8,054		★ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ他借用
ウ　会報の発行	30,000	35,000		特集号
エ　各種講座・講演会配布資料	20,000	42,000		★ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ他
④　交流会の場づくり	60,000	74,491	△14,491	
シンポジューム、交流会	60,000	74,491		交流会、等
⑤　市内避難者支援	10,000	0	10,000	★街頭募金他
ニュース・イベント・交流会	10.000	0		
2　管理費	238,000	255,250	△17,250	
役員報酬	0	0		
会議費	20,000	26,460		★会場、施設機器使用料他
通信費　固定電話	20,000	41,238		固定電話
事務所賃貸料	3,000	2,400		特定設備使用料（ロッカー）
通信費　郵送料等	80,000	81,630		★　郵送料等
ネットワーク使用	50,000	51,804		災害情報用ネット使用料
負担金	10,000	10,000		神奈川ネットワーク年会費
消耗品費	20,000	10,918		★事務用品等
事務局諸費用（交通費他）	20,000	20,000		事務局員2名分
租税公課	0	0		
研修費	10,000	0		
雑費	5,000	10,800		手数料他
3　予備費	3,000	0	3,000	
	3,000	0		
当期支出合計　(C)	441,000	435,674	5326	
当期収支差額　(A)－(C)	0	-106,366	106,366	
次期繰越収支差額(B)－(C)	1,015,105	908,739	106,366	

第2号議案

活動計算書

【差替版 2019.6.15】

2018年4月1日から2019年3月31日まで

法人の名称　特定非営利活動法人 藤沢災害救援ボランティアネットワーク

（単位：円）

科目		金額		
Ⅰ	経常収益			
	1．受取会費			
	正会員受取会費	123,500		
	賛助会員受取会費	0		
	協賛会員受取会費	0	123,500	
	2．受取寄附金			
	受取寄附金	45,000	45,000	
	3．受取助成金等			
	受取民間助成金	102,000	102,000	
	4．事業収益			
	ﾈｯﾄﾜｰｸ化ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ（ファミリーウォーク）	0		
	災害ボランティアコーディネーター講座	2,800		
	交流会参加費	56,000	58,800	
	5．その他収益			
	受取利息	9		
	雑収益	0	0	
	経常収益計			329,308
Ⅱ	経常費用			
	1．事業費			
	（1）人件費			
	給料手当	0		
	人件費計	0		
	（2）その他経費			
	帰宅困難時対応訓練	0		
	サテライト設置支援	0		
	災害情報コーディネーター養成講座	0		
	ボランティアセンター設置運営訓練	20,879		
	災害ボランティアコーディネーター養成講座	8,054		
	防災セミナー	0		
	会報の発行	35,000		
	各種講座・講演会配布資料	42,000		
	交流会	74,491		
	市内避難者支援	0		
	その他経費計	180,424		
	事業費計		180,424	
	2．管理費			
	（1）人件費			
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	人件費計	0		
	（2）その他経費			
	会議費	26,460		
	固定電話料金	41,238		
	特定設備使用料（ロッカー）	2,400		
	通信費（郵送料）	81,630		
	ネットワーク使用料	51,804		
	負担金（神奈川ネットワーク年会費）	10,000		
	事務用消耗品	10,918		
	事務局諸費用（交通費他）	20,000		
	雑費	10,800		
	その他経費計	255,250		
	管理費計		255,250	
	経常費用計			435,674
	当期経常増減額			-106,366
Ⅲ	経常外収益			
	1．固定資産売却益		0	
	経常外収益計			0
Ⅳ	経常外費用			
	1．過年度損益修正損		0	
	経常外費用計			0
	税引前当期正味財産増減額			-106,366
	法人税、住民税及び事業税			0
	当期正味財産増減額			-106,366
	前期繰越正味財産額			1015,105
	次期繰越正味財産額			908,739

財　産　目　録

（特定非営利活動に係る事業会計）
２０１８年３月３１日　現在

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

単位：円

科　　目	金　額		
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金			
手元現金	44,234		
横浜銀行普通預金	864,506		
立替金	0		
未収金	0		
流動資産合計		908,739	
2　固定資産			
(1)　有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)　無形固定資産			
ソフトウエア	0		
無形固定資産計	0		
(3)　投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			908,739
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2　固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			908,739

貸借対照表

（特定非営利活動に係る事業会計）

２０１８年３月３１日　現在

単位：円

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科　　目		金　　額	
Ⅰ　資産の部			
1　流動資産			
現金預金			
手元現金	44,234		
横浜銀行普通預金	864,506		
立替金	0		
未収金	0		
流動資産合計		908,739	
2　固定資産			
(1)　有形固定資産			
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)　無形固定資産			
ソフトウエア	0		
無形固定資産計	0		
(3)　投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			908,739
Ⅱ　負債の部			
1　流動負債			
未払金	0		
前受助成金	0		
流動負債合計		0	
2　固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
Ⅲ　正味財産の部			
正味財産			0
前期繰越正味財産		1,015,105	
当期正味財産増減額		-105,366	
正味財産合計			908,739
負債及び正味財産合計			908,739

監　査　報　告　書

特定非営利活動法人　藤沢災害救援ボランティアネットワーク
（特定非営利活動に係わる事業会計）
2018年4月1日より2019年3月31日までの会計処理
について監査を行い、会計帳簿・関係書類を照査した結果を報告
します。

監査所見

1. 一般会計の出納元帳、収支計算書、財産目録、預金通帳等
会計帳簿は的確に処理されていることを認めます。

監査実施日・場所

2019年　5月12日　　藤沢災害救援ボランティアネットワーク事務所

監事　　関根　寿樹

2019年　5月　9日　　公益財団法人横浜YMCA　藤沢YMCA事務所

監事　吉永　貴弘

※個人情報保護のため印影を消しております

第３号議案

2019年度　事　業　計　画　書　~~(案)~~

2019年4月1日から2020年3月31日まで

法人の名称　特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク　略称:FSVネット

1　事業活動方針

1）自主防災組織による地域防災力の向上支援

FSVネットの存在を地域の自主防災組織に理解していただき、日頃から顔の見える関係づくりとFSVネットを活用した地域防災力の向上促進を支援していきます。

2）関係団体、行政との連携強化

災害発生時にFSVネットが効果的に機能するためには、社会福祉協議会をはじめとして関係団体や行政と平常時から連携・協力を積極的に進める必要があります。藤沢市が実施する総合防災訓練に参加し、関係諸団体と共同で事業を進めることを通して連携の強化をはかっていきます。

2　事業内容

（1）特定非営利活動に係る事業

①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

災害時を想定した情報員による通信実証

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　０円
③従事者人員　２人

②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

ア　サテライトセンター設置支援

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民・防災リーダー
②場所　地区市民センター・公民館　⑤支出見込額　５，０００円
③従事者人員　５人

イ　情報伝達の体制づくり／災害情報コーディネーター講座

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月
②場所　藤沢市内　④対象者　一般市民・防災リーダー
③従事者人員　５人　⑤支出見込額　１０，０００円

③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

ア　災害救援ボランティアセンター(略：ボラセン)設置・運営訓練

①日時　２０１９年７月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　２０，０００円
③従事者人員　３０人

イ　災害ボランティアコーディネーター養成講座（初級・入門）

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　１０，０００円
③従事者人員　１０人

ウ　会報「ＦＳＶｎｅｔニュース」の発行　（２回）

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　３０，０００円
③従事者人員　６人

エ　講座、講演ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等各種資料

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　４０，０００円
③従事者人員　６人

オ　防災セミナー他

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　一般市民
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　０円
③従事者人員　都度

④相互理解のための交流の場づくり

シンポジューム、交流会参加

①日時　２０１９年６月　④対象者　一般市民・会員
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　６０，０００円
③従事者人員　６人

⑤大規模災害被災者支援

ニーズに対応した各種支援

①日時　２０１９年４月～２０２０年３月　④対象者　大規模災害被災者
②場所　藤沢市内　⑤支出見込額　５，０００円
③従事者人員　２人

3　主な日程　　【差替版 2019.6.15】

No.	日　程	場　所	内　　容
1	2019年 6月15日	藤沢商工会議所 504会議室	第13回　定期総会 開催 交流会
2	会議関係 基本日程	市会議室	運営委員会の開催　　11回 開催月:2019/4,5,6,7,8,9,10,11, 2020/1,2,3
3	2019/4月 ～ 2020/3月	市民ｾﾝﾀｰ公民館 会議室（予定）	災害ボランティアコーディネーター養成講座 ① 養成講座（入門編・初級編） 日時: 2019年7月4日（木）　場所:六会市民センター ② 養成講座（入門編°） 日時: 2019年12月14日（土）　場所:村岡公民館 ③ 養成講座（入門編＋ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ） 日時: 2020年2月1日（土）場所:村岡公民館 ④ ステップアップ 日時: 2020年3月　場所:未定
4	2019年 9月7日(土)	消防訓練センター	藤沢市総合防災訓練　三者協定の実証 災害救援ボランティアセンターの設置訓練他 （本部）（ｻﾃﾗｲﾄ／六会・湘南大庭）
	8月31日(土)	伊勢原	9都県市ビックレスキュー　主管:神奈川県 災害救援ボランティアセンターの設置訓練他
	8月 ～ 2020年3月	小学校 消防訓練センター 善行地区 湘南大庭地区 6校 村岡地区　5校、 片瀬地区 明治地区	災害救援ボランティアセンター（支部） サテライト開設・運営シミュレーション訓練 長後　日時:11月 2日（土）:地区防災訓練 六会　日時:11月 3日（日）:地区防災訓練 善行　日時:11月 9日（土）:地区防災訓練 湘南大庭　8月～11月:地区防災訓練 （大庭中8/31、滝の沢小9/23、大庭小9/8、駒寄小9/22、小糸小10/19、滝の沢中11/23） 村岡　日時:11月16日（土）同日5箇所 :地区訓練 （村岡小、高谷小、新林小、藤が岡中、村岡中） 片瀬　日時:12月7日（土）:地区防災訓練 明治　日時:3月8日（土）:地区防災訓練
5	2019/4 ～'2020/3		会報（FSVnetニュース）第16号 臨時発行:総会特集　2019/7予定
6	2019/4月 ～ 2020/3月		1）市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進 ・災害情報コーディネーター養成ワークショップ （開催予定:年1回　2019／7月） 2）支援活動と会員募集 ・関係団体、行政等の行事への参加（ﾊﾟﾝﾌ配布） 3）藤沢市内13の市民センター・公民館へのPR展開 4）ホームページ運用充実他:情報ﾌﾟﾗｯﾄﾎｰﾑ（eｺﾐﾏｯﾌﾟ）等 5）10/19,20　湘南FMオータムフェア　辻堂海浜公園

第４号議案

2019年度　収　支　予　算　~~（案）~~
（特定非営利活動に係る事業会計）
2019年4月1日　から　2020年3月31日まで

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク

科目	予算	前年予算	増減	備考
Ⅰ　収入の部				
1　会費収入				団体 73,000
①　会費	159,000	159,000	0	個人 86,000
2　事業収入				
①　ネットワーク化の推進	0	20,000	△20,000	
ワークショップ開催参加費				
②災害時の活動体制づくり	10,000	20,000	△10,000	
情報員・コーディネーター講座				
③　各種講座の開催	20,000	40,000	△20,000	
コーディネーター養成講習会　参加費				
④　交流会の場づくり参加費	50,000	50,000	0	総会後交流会
⑤ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動支援金（市内避難者等）	0	0		
3　寄付金	45,000	50,000	△5,000	協賛、支援
4補助金等	160,000	171,000	△11,000	H30年度申請分
愛の輪福祉基金補助金				
5　受取利息	0	0	0	
6　雑収入	0	0	0	
当期収入合計　(A)	444,000	510,000	△66,000	
前期繰越収支差額	908,739	989,135	△80,396	
収入合計　(B)	1,352,739	1,499,135	△146,396	
Ⅱ　支出の部				★印は愛の輪補助金対象
1　事業費				
①　ネットワーク化の推進	0	10,000	△10,000	
ア　ワークショップ開催	0	10,000		eｺﾐﾏｯﾌﾟ通信実証
②災害時の活動拠点体制づくり	15,000	40,000	△25,000	★
ア　サテライト設置支援	5,000	20,000		六会,長後,善行,大庭,村岡明治
イ　情報伝達の体制づくり	10,000	20,000		情報ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ養成
③ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ訓練、各種講座、広報啓発	100,000	110,000	△10,000	
ア　ボラセン設置・運営訓練等	20,000	20,000		★防災訓練、
イ　コーディネーター養成講習会	10,000	20,000		★教材、講師料他
ウ　会報の発行	30,000	30,000		会報+ 特集号
エ　各種講座、講演会配布資料	40,000	40,000		★ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等各種資料
オ　防災セミナー他	0	0		
④　交流会の場づくり	60,000	60,000	0	
シンポジューム、交流会	60,000	60,000		交流会（総会、ギャザリング等）
⑤　大規模災害被災者支援	5,000	10,000	△5,000	個別ニーズ対応
	5.000	10.000		
2　管理費	262,400	240,000	22,400	
役員報酬	0	0		
事務局諸費用（交通費他）	20,000	20,000		事務局員2名分
消耗品費	20,000	20,000		★用紙・PCｲﾝｸ代等
通信費　1	80,000	80,000		★郵送料等ﾊｶﾞｷ
通信費　2	40,000	20,000	20,000	固定電話（事務所用）
ネットワーク使用	50,000	50,000		★災害情報用ﾈｯﾄ使用料
研修費	10,000	10,000		教材費
会議費	20,000	20,000		★会場、施設機器使用料他
事務所賃貸料	2,400	3,000	△600	特定設備使用料（ロッカー）
負担金	10,000	10,000		神奈川ﾈｯﾄﾜｰｸ年会費
租税公課	0	0		
雑費	10,000	7,000	3,000	手数料他
3　予備費	1,600	40,000	△38,400	
	1,600	40,000		
当期支出合計　(C)	444,000	510,000	△66,000	
当期収支差額　(A)－(C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B)－(C)	908,739	989,135	△80,396	

第4号議案　　活動予算 ~~(案)~~

2019年4月1日から2020年3月31日まで

法人の名称　　特定非営利活動法人　藤沢災害救援ボランティアネットワーク

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
1.　受取会費			
正会員受取会費	159,000		
賛助会員受取会費	0		
協賛会員受取会費	0	159,000	
2.　受取寄附金			
受取寄附金	45,000	45,000	
3.　受取助成金等			
受取民間助成金	160,000	160,000	
4.　事業収益			
災害情報コーディネーター養成講座	10,000		
災害ボランティアコーディネーター講座	20,000		
交流会参加費	50,000	80,000	
5.　その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			444,000
Ⅱ　経常費用			
1.　事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
ワークショップ開催　eｺﾐﾏｯﾌﾟ通信実証	0		
サテライト設置支援	5,000		
災害情報コーディネーター養成講座	10,000		
ボランティアセンター設置運営訓練	20,000		
災害ボランティアコーディネーター養成講座	10,000		
会報の発行	30,000		
各種講座、講演会配布資料	40,000		
交流会開催	60,000		
大規模災害被災者支援	5,000		
その他経費計	180,000		
事業費計		180,000	
2.　管理費			
(1)　人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	20,000		
固定電話料金	20,000		
特定設備使用料(ロッカー)	2,400		
通信費(郵送料)	80,000		
ネットワーク使用料	50,000		
負担金(神奈川ネットワーク年会費)	10,000		
事務用消耗品	20,000		
研修費	10,000		
事務局諸費用(交通費他)	10,000		
雑費　(予備費含む)	1,600		
その他経費計	264,000		
管理費計		264,000	
経常費用計			444,000
当期経常増減額			0
Ⅲ　経常外収益			
1.事業費　固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1.事業費　過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			908,739
次期繰越正味財産額			908,739

第５号議案

役員の選出について

理事　候補　~~（案）~~

任期　令和元年（2019）7月1日から令和2年（2020）6月30日

役　員（理事　13名　監事2名（内新任1））

		【候補者氏名】	【所　　属】
理　事		森井　康夫	認定特定非営利活動法人　藤沢市民活動推進機構
理　事		水島三千夫	認定特定非営利活動法人　藤沢市民活動推進機構
理　事		大田　哲夫	認定特定非営利活動法人　藤沢市民活動推進機構
理　事	新任	唐松　初男	個人会員
理　事		堀　　千鶴	六会地区自治会連合会
理　事		石崎　正彦	湘南大庭防災リーダーの会
理　事		高尾　善彦	湘南大庭防災リーダーの会
理　事		小林　亘	鵠沼海岸5丁目町内会
理　事		秋津　百合子	六会災害救援ボランティアコーディネーター会
理　事		鈴木　信夫	湘南大庭防災リーダーの会
理　事		種田　多化子	藤沢市福祉団体連絡会
理　事		佐藤　俊平	鵠沼海岸5丁目町内会
理　事		中島　範男	ニコニコ自治会
監　事		関根　寿樹	個人会員
監　事		吉永　貴弘	公益財団法人　藤沢YMCA

任期満了:鈴木　勝貴　一般社団法人　神奈川県トラック協会　県南ブロック湘南地区

特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワーク定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人藤沢災害救援ボランティアネットワークと称する。
また、略称はＦＳＶネットとする。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市白旗4丁目9番1～4F号に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、災害時に救援活動をするボランティアに対して、他の地域ボランティアとネットワークを介して連携を図り、互いに助け合う市民社会の形成を目指す事業を行い、災害時において、効果的な活動が出来る体制づくりに寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う

（1）災害救援活動

（2）上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）特定非営利活動に係る事業

①市民活動及びボランティア活動を行う団体・個人のネットワーク化の推進

②災害時の活動・拠点及び情報伝達手段の整備、体制づくり

③災害時を想定したシミュレーション訓練、各種講座の開催、広報啓発

④相互理解のための交流の場づくり

第3章　会　員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（2）賛助会員　この法人の目的に賛同して、事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第7条　正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2　賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を提出し、所定の会費の納入を完了することにより入会とみなす。

3　理事長は、前各項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第8条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）退会届の提出をしたとき。

（2）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（3）継続して2年以上会費を滞納したとき。

（4）除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条　既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章　役員及び職員

(種別及び定数)

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)理事　10人以上25人以内

(2)監事　2人

2　理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。
(2)　この法人の財産の状況を監査すること。
(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)
第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)
第17条　理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えるものが欠けたときは、　遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)
第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)
第19条　役員は、その総数の三分の一以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)
第20条この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2　職員は、理事長が任免する。

第5章　総会

(種別)
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

(権能)
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
(1)定款の変更
(2)解散
(3)合併
(4)事業計画及び収支予算に関する事項
(5)事業報告及び収支決算に関する事項
(6)役員の選任等に関する事項
(7)会費に関する事項
(8)長期借入金に関する事項
(9)事務局の組織等に関する事項
(10)その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)
第24条　通常総会は、毎年1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)　正会員総数の五分の一以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があっとき。

(招集)
第25条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
第27条　総会は、正会員総数の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)
第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第48条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章　理事会

(構成)
第31条　理事会は、理事をもって構成する。
(権能)
第32条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)
第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の二分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)　第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。
(議長)
第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。
(定足数)
第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
(議決)
第37条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
第38条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第36条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)
第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章　資産及び会計

(資産の構成)
第40条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　会費
(3)　寄付金品
(4)　財産から生じる収入
(5)　事業に伴う収入
(6)　その他の収入
(資産の管理)
第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(会計の原則)
第42条　この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。
(1)　収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
(2)　会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
(3)　財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を、明りょうに表示したものとすること。
(4)　採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
(事業計画及び収支予算)
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(事業報告及び収支決算)
第45条　この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録

等として作成し、監事の監査を経て、その年度の終了後、3ヵ月以内に総会の承認を得なければならない。
(事業年度)
第46条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(長期借入金)
第47条　この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併
(定款の変更)
第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の四分の三以上の議決を得なければならない。
2　定款の変更は、次に掲げる事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。
(1)　主たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)
(2)　資産に関する事項
(3)　公告の方法
(解散)
第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続関係の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の四分の三以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)
第50条　この法人が解散（合併又は破産手続関係の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属する。
(合併)
第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法
(公告の方法)
第52条　この法人の公告は、この法人の出版物への掲載及び掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
2　法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人のホームページに掲載して行う。
第10章　雑則
(細則)
第53条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長　森井康夫
副理事長　水島三千夫　信田清治
理事　大田哲夫　長谷川元保　石黒榮一　北島令司　鈴木勝貴　石﨑正彦
近野喜美代　佐川　舜　堀　千鶴　矢部直美　稲葉惠之　田代公一
監事　関根寿樹　安室謙一
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年6月30日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。
6　この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)正会員　年会費　1口　1，000円　個人（1口以上）　団体（3口以上）
(2)賛助会員　年会費　1口　500円　個人（1口以上）　団体（3口以上）

附則
この定款は、平成24年6月23日から施行する

附則
この定款は、平成25年6月22日から施行する。

附則
この定款は、平成30年6月23日から施行する。

運営委員　２３名（兼任6を含む）

関山　竜太	生活協同組合ユーコープ
野村　俊介	社団法人藤沢青年会議所
平沢　賢容	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
中村　信幸	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
水戸　沢子	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
山中　亨	社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会
田中　覚	藤沢エフエム放送株式会社
竹内　直記	カトリック藤沢教会
東澤　武彦	藤沢市柔道整復師会
滝口（担当）	六会公民館内 六会地区防災リーダー連絡会
柳田　敏男	くげぬま探求クラブ
輿石　智一	六会災害救援ボランティアコーディネーター会
今泉恵美子	湘南大庭防災リーダーの会
北島　令司	個人会員
永井　譲	個人会員
池端　真彦	個人会員
石井　世悟	個人会員
※大田　哲夫	南橘町内会
※森井　康夫	八州台町内会
※佐藤　俊平	鵠沼海岸5丁目町内会
※種田　多化子	藤沢市福祉団体連絡会
※水島　三千夫	認定特定非営利活動法人　藤沢市民活動推進機構
※秋津　百合子	六会災害救援ボランティアコーディネーター会

事務局　３名

※ 事務局長　水島三千夫　認定特定非営利活動法人　藤沢市民活動推進機構
※ 事務局員　秋津百合子　六会災害救援ボランティアコーディネーター会
事務局員　今泉恵美子　湘南大庭防災リーダーの会
※印は理事が兼任

FSVnet

特定非営利活動法人
藤沢災害救援ボランティアネットワーク

事務局:〒251-0051
神奈川県藤沢市白旗4丁目9番1～4号
TEL 0466-84-1762　FAX　0466-81-2816
E-Mail: fsvnet@arts-k.com
URL　https://arts-k.com/fsvnet/

Ver.3